

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

- ◆規則 災害救助法施行細則の一部改正
- ◆告示 土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業の認可
- ◆公告 職業訓練指導員試験の実施

規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第
十号）の一部を次のように改正する。

3 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、一六・五平方
メートルを基準とし、その設置のため支出すること
ができる費用は、一三〇、〇〇〇円以内とする。

別表第三の六の4中「二〇、〇〇〇円以内」を「二四、
〇〇〇円以内」に改める。

別表第三の八の3のロの(1)中「小学生 一人につ
き 二一〇円以内」を「小学生 一人につき 三
一五円以内」に改める。

別表第三の八の3のロの(2)中「小学生 一人につ
き 七〇円以内」を「小学生 一人につき 一〇
五円以内」に改める。

別表第三の十三の3中「半壊及び床上浸水した戸数の
三パーセント」を「半壊及び床上浸水した戸数の一五パ
ーセント」に改める。

別表第四の1の(1)を次のように改める。

布する。

昭和三十六年十一月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

H 日 当

鳥取県規則第五十五号

3 昭和36年11月21日 火曜日 鳥取県公報 第3278号 (第3種郵便物認可)

公告

三一六三

甲子年正月三日

一 縦覧に供する書類の名称

二　縦覽期間
昭和三十六年十一月二十一日から二十日間
縦覽に供する場所

職業訓練法（昭和三十三年法律第二百三十三号）第二十
四条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり行な
う。

昭和三十六年十一月二十一日

試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及

建築大工		大工作業	
板金工		科実技講習科目	
一	現圖及び現地取扱作業	二	関連学科
二	部品加工	三	一 法 指導方法(訓練計画、訓練方 法、作業分析、作業管理、労務 管理、生活指導)
三	組立作業	四	1 類 建設工学(建築物の種 類及び措置、建築工 程、建築工 事、施工法規(構造力學、 施工製約)、建築工 材、建築用材料一般) 2 工 管 理、生活指導)
四	製品検査	五	1 工 管 理、指導方法(訓練計画、訓練方 法、作業分析、作業管理、労務 管理、生活指導) 2 工 管 理、指導方法(訓練計画、訓練方 法、作業分析、作業管理、労務 管理、生活指導) 3 工 管 理、指導方法(訓練計画、訓練方 法、作業分析、作業管理、労務 管理、生活指導)
展開圖法(平面及び立體 圖法)		二 關連学科	

昭和36年11月21日 火曜日 鳥取県公報 第3278号 (第3種郵便物)
認可 2

告示

2 薬剤師	一人当り一日につき 一、二〇〇円
3 保健婦、助産婦及び看護婦	一人当り一日につき 一、〇〇〇円
4 土木技術者及び建築技術者	一人当り一日につき 七五〇円
5 大工、左官及びとび職	一人当り一日につき 一、二〇〇円
附 則	一人当り一日につき 八〇〇円
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。	

月真見生

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二
条第二項の規定により、栗谷箭渓土地改良区の定款変更
を、昭和三十六年十一月十七日認可した。

鳥取県知事 石破二朗

て準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年十一月四日認可した。

昭和36年11月21日 火曜日 鳥取県公報 第3278号

5 昭和36年11月21日 火曜日 鳥取県公報 第3278号 (認可)

自動車整備工

指導方法、(訓練方法、
作業指導)、作業管理、訓練方法、
労務管理、

二 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除

ことのできる者は、次のとおりとする。

免許職種 免除を受けることができる者 免除の範囲

建築大工	建築士法による一級建築士試験に合格した者	免除の範囲
板金工	大学において機械科、造兵科、金属科、金工科、金属工業科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験のうち 関連学科

- 三 欠格者
次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。
 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 二 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者
 四 試験の期日
 学科試験 昭和三十七年二月十一日(日)
 実技試験 昭和三十七年二月十二日(月)から十八日(日)までの間ににおいて別に指定する日
 五 試験の場所 倉吉市
 六 集会時間及び携帶品
 集合時間 八時三〇分
 携帯品 筆記具、昼食
 七 受験の申請
 1 次の書類を鳥取市本町三丁目商工会館別館内鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。
 九 その他

免許職種	区 分	受験手数料
建築大工	学科試験	七五〇〇円
板金工	実技試験	五〇〇〇円

イ 職業訓練指導員試験受験申請書

口

履歴書

ハ 戸籍謄本又は抄本

自動車整備工	実技試験
	五〇〇〇円

4 受験票の交付

書類を受理したときは、受験票を交付する。

八 合格者の発表

昭和三十七年三月三十一日(土)までに合格証書を本人に交付することをもつてかえる。

九 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙等は、商工労働部職業安定課において交付する。

2 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問い合わせること。

3 受験手数料
受験手数料は、次のとおりとし、鳥取県収入証紙を受験申請書に記載すること。

昭和三十六年十二月十五日(金)から昭和三十七年一月六日(土)まで

- ホ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については前記二に掲げる者に該当することを証する書面
- 正面上、脱帽で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- 二 写真(名刺型とし、申請前六月以内に撮影したものを)

受験手数料
受験手数料は、次のとおりとし、鳥取県収入証紙を受験申請書に記載すること。